

労働者派遣事業 情報公開資料

(労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供)

株式会社ラインズウェア

一般労働者派遣事業 許可番号：派40-302038

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

対象期間：令和7年9月1日～令和8年8月31日

派遣労働者数	派遣先事業所数	①派遣労働者の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
0	0	0円	0円	0%

※ 許可取得（令和8年2月1日）後の初事業年度のため、対象期間中の派遣実績はありません。次事業年度（令和8年9月以降）より実績数値を更新いたします。

2. 労使協定に関する事項

(1) 労使協定を締結しているか否か	労使協定を締結している
(2) 労使協定の対象となる範囲	システムエンジニア、プログラマーの業務に従事する社員
(3) 労使協定の有効期限	令和9年3月31日まで

3. 教育訓練に関する事項

種別	対象者	方法	平均実施期間	費用負担	賃金支給
【入職時等基礎的訓練】 ビジネスマナー 派遣労働者としての心構え	雇入れ時の 派遣労働者	Off-JT (有給)	1年目 5時間	無	有給
【職能別訓練】 情報セキュリティ教育 接客・接遇	派遣就業中 の派遣労働者	OJT (有給)	1・2年目 8時間 3年目以降 6時間	無	有給
【階層別訓練】 プロジェクトリーダー養成	派遣3年以上 上の派遣労働者	Off-JT (有給)	3年目以降 4時間	無	有給

種 別	対象者	方法	平均実施期間	費用負担	賃金支給
管理者養成	働者				

4. マージンに含まれる主な項目

社会保険料等の 事業主負担分	健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、子ども・子育て拠出金、労災保険
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先からは徴収できません）
会社運営に係る経費	健康診断、採用、営業、就業管理費用等、事業運営にあたる労働者の人件費及び事務所家賃や通信費をはじめとする諸費用
営業利益	派遣料金から、賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営費用を差し引いた利益

5. その他（備考）

- ・本資料は労働者派遣法第23条第5項の規定に基づき、インターネットを通じて情報提供するものです。
- ・当社は令和8年2月1日に一般労働者派遣事業の許可を取得しました。本書作成時点は許可取得後の初事業年度（令和7年9月1日～令和8年8月31日）にあたるため、派遣実績はございません。
- ・次事業年度（令和8年9月以降）より実績数値を順次更新いたします。
- ・ご不明な点は下記の連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社ラインズウェア 担当：人材派遣管理部門

所在地：〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神5丁目5番8号 福桜ビル4F-A

TEL：092-231-2531 / E-mail：lwc-info@lineswear.co.jp

受付時間：平日 9:00～18:00